

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菴 敏

新型コロナウイルス感染症の入院者数等の定点把握について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本通知は、患者を 300 人以上収容する施設を有し診療科名中に内科及び外科を含む病院のうち都道府県知事が指定する届出機関（COVID-19 基幹定点）からの報告に基づく、入院を要する COVID-19 患者の発生の状況及び動向の把握について、令和 5 年 9 月下旬開始を予定している旨、通知するものです。概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

記

- 各都道府県は COVID-19 基幹定点について、原則として既存の入院を要するインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）患者の届出を行っている病院を指定すること。
- COVID-19 基幹定点の管理者は、COVID-19 と診断され入院を要すると認められる患者の年齢、性別、集中治療室及び人工呼吸器の使用の有無に関する事項等を保健所へ週 1 回の届出を行うこと。
 - ・感染症サーベイランスシステムへの入力による届出を基本とすること。
 - ・特定、第一種及び第二種感染症指定医療機関である COVID-19 基幹定点においては、感染症サーベイランスシステムへの入力による届出が必須であるが、その他の同システムへの入力環境がない等やむを得ない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行うこと。
 - ・院内感染事例であることが確定的である又は強く疑われる事案については、備考欄にその旨を記載する等を検討すること。
 - ・通年実施すること。
- COVID-19 基幹定点から報告された情報に基づく COVID-19 の発生の状況及び動向は感染症発生動向調査週報（IDWR）として公表されるほか、当面の間、他の COVID-19 関連指標と同様に、プレスリリースにて速報値の公表が行われる予定であること。

（参考）

- ・新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行に係る患者及び病原体のサーベイランス体制の変更について（[令和 5 年 5 月 1 日付日医発第 270 号（健Ⅱ）](#)）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令及び新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設等を廃止する件の公布について（[令和 5 年 5 月 2 日付日医発第 292 号（健Ⅱ）](#)）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準（一部改正）及び発生動向調査事業実施要綱の一部改正等について（[令和 5 年 5 月 8 日付け日医発第 301 号（健Ⅱ）](#)）
- ・国立感染症研究所ホームページ 感染症発生動向調査 週報（IDWR）：
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/idwr.html>

事 務 連 絡
令和 5 年 7 月 26 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の入院者数等の定点把握について（依頼）

平素より新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 5 年 5 月 8 日以降、COVID-19 患者の発生动向は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 14 条第 2 項の規定等に基づき、定点として指定された医療機関による届出をお願いしてきたところです。

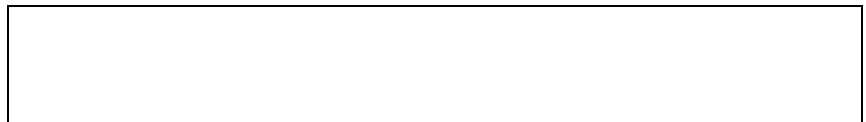
今後、患者を 300 人以上収容する施設を有する病院であって、その診療科名中に内科及び外科を含むもののうち、都道府県知事が指定する COVID-19 の指定届出機関については、COVID-19 についても、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）第 7 条の規定を適用し、基幹定点として、COVID-19 の入院患者の届出を始める予定です。

つきましては、別添送付資料の内容について御了知の上、貴会会員へ幅広く周知し、都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部（局）に対してご協力頂くようお願いいたします。

記

（送付資料）

令和 5 年 7 月 26 日付け健感発 0726 第 12 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型コロナウイルス感染症の入院者数等の定点把握について（依頼）」



健感発 0726 第 12 号
令和 5 年 7 月 26 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症の入院者数等の定点把握について（依頼）

平素より新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 5 年 5 月 8 日以降、COVID-19 患者の発生動向は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 14 条第 2 項の規定等に基づき、定点として指定された医療機関による届出をお願いしてきたところです。

今後、患者を 300 人以上収容する施設を有する病院であって、その診療科名中に内科及び外科を含むもののうち、都道府県知事が指定する COVID-19 の指定届出機関については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）第 7 条の規定を適用し、基幹定点として、COVID-19 の入院患者の届出を開始する予定です。

つきましては、円滑な対応のため、別添 1 「COVID-19 の入院基幹定点サーベイランスについて」及び別添 2 「COVID-19 の入院者数等の定点把握に係る QA」に従い、貴管内の各保健所、医療機関等との調整等を進めていただきますよう、お願い致します。

COVID-19 の入院基幹定点サーベイランスについて

第 1 目的

COVID-19 患者の入院者数等の発生動向を把握することを目的とします。

第 2 実施の概要

COVID-19 の指定届出機関のうち、患者を 300 人以上収容する施設を有する病院であって、その診療科名中に内科及び外科を含むもののうち、都道府県知事が指定する指定届出機関（以下、「COVID-19 基幹定点」という。）については、法第 14 条第 2 項の規定に基づき、COVID-19 と診断した患者のうち入院した者について、保健所に届出をお願いします。

（参照）平成 11 年 3 月 19 日付け健医発第 458 号厚生省保健医療局長通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について」

第 3 基幹定点の基本的な考え方

- COVID-19 の入院者数等については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 14 条第 2 項及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）第 7 条に基づき、COVID-19 基幹定点からの届出により発生動向を把握します。
- 各都道府県は、COVID-19 基幹定点については、原則として、既存のインフルエンザの入院患者の届出を行っている基幹定点を指定します。また、各都道府県における基幹定点の数については、原則として、現行の数の維持をお願いします。
- COVID-19 基幹定点の管理者は、当該医療機関で COVID-19 と診断された患者のうち、入院した者の数について週 1 回の届出を実施します。

第 4 基幹定点の指定方法

既存のインフルエンザ等の届出を行っている基幹定点医療機関に対し、COVID-19 の入院者数等の届出を行うよう調整いただき、基幹定点医療機関として指定をお願いします。

ただし、基幹定点としての協力を辞退される医療機関がある場合は、最新の感染症発生動向調査事業実施要綱（令和 5 年 5 月 2 日健発 0502 第 1 号厚生労働省健康局長通知「感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について」）に基づき、新たに基幹定点医療機関の指定をお願いします。

第 5 厚生労働省に対する報告内容

COVID-19 と診断した患者のうち入院した者の ID 番号、性別、年齢（0 歳は月齢）、入院時の対応（ICU 入室、人工呼吸器の利用、いずれにも該当せず）

第6 厚生労働省に対する報告方法

保健所は、各基幹定点から届け出された情報を、1週間（月曜日から日曜日）ごとに毎週火曜日までに、感染症サーベイランスシステムにより、厚生労働省に報告をお願いします。なお、特定、第一種及び第二種感染症指定医療機関及び感染症サーベイランスシステムへの入力環境が整備されているその他の指定届出機関においては、当該システムへの入力により報告することを基本とします。

第7 実施期間

通年、実施します。

第8 報告開始予定日

令和5年9月下旬（予定）

開始日については、別途ご連絡いたします。

第9 基幹定点の調整状況の報告

各都道府県において指定した基幹定点について、令和5年9月1日（金）までに任意のExcel様式に記入の上、厚生労働省までご報告ください。

提出内容：基幹定点に指定した医療機関の名称と保険医療機関コード*

* 都道府県コード2桁+点数区分コード1桁+保険機関コード7桁の計10桁とすること。文字列データとして数字のみ入力し、カンマやハイフンを除くこと。感染症サーベイランスシステムにおける医療機関コードとは異なる点に注意。

新型コロナウイルス感染症の入院者数等の定点把握に係る Q&A

令和 5 年 7 月 26 日

- Q.1 COVID-19 入院サーベイランスの目的を教えてください。 2
- Q.2 基幹定点の報告には、院内感染を含むでしょうか。届出時は、院内感染による患者かどうかわかるよう備考欄に記載する等記載し届出を行うことは必要でしょうか 2
- Q.3 その週に届出対象者がいない場合についても、これまでどおり「0（ゼロ）」報告が必要でしょうか。 2
- Q.4 基幹定点から報告された情報をどのように公表する予定でしょうか。 2
- Q.5 感染症発生動向調査事業で実施する定点報告に係る報償費については、基幹定点に関しても各都道府県において適切に設定して差し支えないでしょうか。 2
- Q.6 基幹定点に指定された指定届出機関からの報告は、感染症サーベイランスシステムによる報告が必須となりますか。 3
- Q.7 今回開始する基幹定点について、還元データの様式（CSVファイルレイアウト）はどうなりますか。 3

Q.1 COVID-19 入院サーベイランスの目的を教えてください。

(答)

- 法第 14 条に基づく指定届出機関による届出は、感染症の発生の傾向（トレンド）や水準（レベル）を把握することを目的に実施しています。
- COVID-19 の基幹定点からの報告に基づく入院サーベイランスは、COVID-19 患者の入院者数及び臨床情報を補足することにより、COVID-19 の入院患者の発生動向や重症化の傾向を経時的に把握することを目的としています。

Q.2 基幹定点からの報告には、院内感染を含むでしょうか。院内感染であるか否かを区別する必要はあるでしょうか。

(答)

- 既存のインフルエンザの入院者の届出と同様に、基幹定点からの報告には、院内感染が疑われる COVID-19 入院患者も含まれます。
- 個別事例について、院内感染事例であるか否かを判断することは必ずしも容易ではなく、届出時点で区別してご報告いただく必要はありませんが、院内感染事例であることが確定的である又は強く疑われる事案については、備考欄にその旨を記載する等ご検討ください。

Q.3 その週に届出の対象となる患者の発生がない場合についても、これまでどおり「0（ゼロ）」報告が必要でしょうか。

(答)

- 貴見のとおりです。ゼロ報告と報告漏れを区別する必要があるため、発生がない場合であってもゼロ報告をお願いいたします。

Q.4 基幹定点から報告された情報をどのように公表する予定でしょうか。

(答)

- 感染症疫学週報（IDWR）として公表を行うほか、当面の間、他の COVID-19 関連指標と同様に、プレスリリースにて速報値の公表を行う予定です。

Q.5 感染症発生動向調査事業で実施する定点報告に係る報償費については、基幹定点に関しても各都道府県において適切に設定して差し支えないでしょうか。

(答)

- 感染症発生動向調査事業で実施する定点報告に係る費用は、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱に基づき、都道府県等が負担した「適正な実支出額」を基準額として、その 1/2 を国で負担することとなっていることから、地域の実情に応じて適切に設定してください。

Q.6 基幹定点に指定された指定届出機関からの報告は、感染症サーベイランスシステムによる報告が必須となりますか。

(答)

- 感染症発生動向調査事業実施要綱に記載のあるとおり、基幹定点に指定された指定届出機関においては、感染症サーベイランスシステムへの入力によることを基本とします。当該指定届出機関が特定、第一種又は第二種感染症指定医療機関である場合は、感染症サーベイランスシステムへの入力が必要ですが、その他の指定届出機関で入力環境がない等やむを得ない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えありません。

Q.7 今回開始する基幹定点について、還元データの様式（CSVファイルレイアウト）はどうなりますか。

(答)

- 還元するデータの様式等については、準備ができ次第お知らせいたします。